

飯田地区内市有地の条件付き使用同意について

飯田地区内における太陽光発電施設の建設計画において、民間事業者の計画予定地にある、本市有地の使用に関し、事前確認として下記の条件を提示し、平成29年8月15日付けで、事業者から「条件を受け入れる」との回答がありました。この回答により、下記の条件を付して同意いたします。

今回の同意は、事業者による実施計画の策定、開発行為上の各許認可等の手続きに必要なためのものであり、今後につきましては、この条件に対する事業者の対応状況や地元周辺住民等の事業への理解等を踏まえ、対応してまいります。

記

1 条件

(1) 基本的事項

- ①他社への権利の譲渡は、同意を無効の対象とすること。
- ②各許認可申請手続を行うための同意であること。
- ③法令不許可等の際には、契約には至らないこと。

(2) 地元周辺住民等(水源を利用する耕作者含む。)への対応事項

- ①事業への理解を得ること。
- ②良好で密接な関係を築き、将来にわたり維持していくこと。
- ③本市内における社会貢献活動及び地元への還元事業等を検討すること。
- ④事業計画の策定に当たっては、特に下記事項について踏まえること。
 - ・大平・大淵・金井地区耕作者の水源確保に配慮し、その上流部となる計画地西側部分の造成内容を事業計画から除外すること。
 - ・水域分水嶺等の変更は行わないこととし、必要な調整池は複数設置すること。
 - ・その他、上記以外の周辺地区においても、農業水利が十分に確保できなくなる場合には、必要な措置を講じること。

(3) 事業執行・契約事項

- ①トラブル(災害・事故、環境の変化等)の防止・対処は誠意をもって解決すること。
- ②契約時には、契約保証金を預けること。
- ③他社への事業権利譲渡は禁止とすること。
- ④契約の終期は、国から与えられた設備認定期間終了と同じくすること。

(4) その他

- ①上記の内容を含め事業者側に損害があった場合でも、その損害を対象とした賠償の請求は一切しないこと。
- ②新たなる課題等が発生した場合、誠意をもって対応すること。

2 これまでの流れと今後のスケジュール

	事業者	市
H29年6月 8月 9月～	・条件に対し受入回答 ・現地調査、実施計画書作成	・市有地使用に対し条件を提示 ・条件受入回答による説明会（飯田地区、金井地区基盤整備組合） ・市有地使用に対し条件付き同意予定
H30年	・地元周辺住民等説明会予定 ・許認可申請予定	・許認可の進捗により貸付に向けた協議予定
H31年	・土木、建設工事予定	
H33年～	・運転開始予定	

3 市有地の所在等

- (1) 笠間市飯田字温石 1951 番 1 山林 128,464 m²
- (2) 笠間市飯田字温石 1951 番 2 山林 85,181 m²
- (3) 笠間市飯田字温石 1951 番 3 山林 53,981 m²

4 事業者

- (1) 会社名 日本再生可能エネルギー株式会社
- (2) 本社 東京都港区虎ノ門 4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス